

議員自己評価結果からの課題抽出

■主要事業に入れる項目

- ・
- ・
- ・

議会基本条例

<p>(P 3)</p> <p>第3条(3) 議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。 Bが増加し、評価はさらに下がっている。 →討議力(自由討議・議員間討議)</p>	<p>前年同</p>
<p>(P 1 1)</p> <p>第5条(3) 議員(あなた)は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。 課題との意見が未だ存在する。 →議員力、自己研鑽</p>	<p>前年同</p>
<p>(P 1 3)</p> <p>第6条第2項 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催したと考えるか。 コロナ禍での開催を評価する意見は増加したが、課題との見方もある →議員研修の強化</p>	<p>前年同</p>
<p>(P 1 5)</p> <p>第8条第3項・第4項 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映したと考えるか。 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査において、提案者の意見を聴く機会を確保したと考えるか。 公聴会の実績なし、開催要望を受け入れられなかったとの意見 →住民参加、専門的知見の活用</p>	<p>前年同</p>
<p>(P 1 6)</p> <p>第8条第5項 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行ったと考えるか。 意見交換ができていないとの意見。 →住民参加、議員力</p>	<p>前年同</p>

<p>(P17)</p> <p>第9条第2項 議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行ったと考えるか。</p> <p>新たな手法の提案と既存ツール活用促進への意見。</p> <p>→情報公開、ICT活用</p>	前年同
<p>(P19)</p> <p>第11条第3項 議員（あなた）の一般質問等は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開することができたか。</p> <p>課題との意見が未だ存在する。</p> <p>→討議力（質問力）、自己研鑽</p>	前年同
<p>(P22)</p> <p>第12条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定において、その水準を高めるため、7項目をもとに政策形成過程を論点として審議したと考えるか。</p> <p>課題との意見が未だ存在する。</p> <p>→議員力、自己研鑽、討議力</p>	前年同
<p>(P22)</p> <p>第12条第2項 議会は、政策等の提案を審議するに当たり、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行ったと考えるか。</p> <p>課題との意見が未だ存在する。</p> <p>→討議力（自由討議・議員間討議）</p>	前年同
<p>(P23)</p> <p>第13条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価を行ったと考えるか。</p> <p>議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示したと考えるか。</p> <p>課題との意見が未だ存在する。</p> <p>→議員力、自己研鑽、討議力</p>	前年同
<p>(P26)</p> <p>第16条第5項 あなたは、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に関わったか。</p> <p>課題との意見が未だ存在する。</p> <p>→討議力（自由討議・議員間討議）・情報公開</p>	前年同

<p>(P26)</p> <p>第17条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催したか。</p> <p>更に下降。</p> <p>→討議力（自由討議・議員間討議）、議論深化、政策提案・提言</p>	<p>前年同</p>
<p>(P28)</p> <p>第18条第1項、第2項 議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。</p> <p>事務局機能への意見あり。</p>	
<p>(P30)</p> <p>第22条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ったと考えるか。</p> <p>意見あり</p>	<p>前年同</p>
<p>(P31)</p> <p>第23条、第2項 議会は、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化したと考えるか。</p> <p>議会図書室は、町民、町長等においても利用することができたと考えるか。</p> <p>課題との意見が未だ存在する</p> <p>→議会図書室</p>	<p>前年同</p>
<p>(P32)</p> <p>第24条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めたと考えるか。</p> <p>課題との意見が未だ存在する</p> <p>→議員力、自己研鑽、議会改革の推進</p>	<p>前年同</p>
<p>(P33)</p> <p>第24条第3項 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行ったかと考えるか。</p> <p>課題との意見が未だ存在する</p> <p>→議員力、自己研鑽、議会改革の推進</p>	<p>前年同</p>
<p>(P34)</p> <p>第24条第5項 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映したかと考えるか。</p> <p>課題との意見が未だ存在する</p> <p>→議員力、自己研鑽、議会改革の推進</p>	<p>前年同</p>